

令和元年度臨時子ども・子育て会議次第

令和元年8月9日(金)
午後3時～午後5時
多可町役場3階 特別会議室

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 協議事項

1) 令和元年10月からの保育料無償化について

2) その他

4. その他

1) 次回の会議開催予定 第20回子ども・子育て会議

日 時 令和元年10月29日(火) 午後3時～午後5時

場 所 多可町役場3階 特別会議室

5. 閉 会

幼児教育・保育の無償化の概要等について

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施されます。

無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に実施するものです。

1 対象者・対象範囲

(1) 幼稚園、保育園、認定こども園等

ア 3歳から5歳まで

幼稚園、保育所、認定こども園等の保育料を無償化

※旧制度の幼稚園は、上限月額25,700円まで無償化

イ 0歳から2歳まで

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園、認定こども園幼稚園部の預かり保育

保育の必要性があると認定を受けた場合、幼稚園や認定こども園幼稚園部の保育料の無償化に加え、利用実態に応じて、月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化（保育の必要性があるとの認定を受けていない場合は、無償化の対象外。）

(3) 認可外保育施設等

ア 3歳から5歳まで

保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額37,000円）までの利用料を無償化

イ 0歳から2歳まで

保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子どもたちを対象として、月額42,000円までの利用料を無償化

ウ 対象施設

認可外保育所、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業、ベビーシッター等

2 子育てのための施設等利用給付の創設

無償化を実現するため、国は子ども・子育て支援法を改正し、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等を利用した際の給付制度を新たに創設します。

3 幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所・認定こども園等		施設型給付幼稚園・認定こども園		旧制度幼稚園等		認可外保育施設等
	保育	教育	教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児クラス	○	○	○	○(※) (上限 11,300円/月、450円/日)	○ (上限 25,700円)	○(※) (上限 11,300円/月、450円/日)	○(※) (上限 37,000円)
満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)		○	○	×	○ (上限 25,700円)	×	
住民税非課税世帯の満3歳児 (3歳になった日から最初の3月31日までにある子ども)		○	○	○(※) (上限 16,300円/月、450円/日)	○ (上限 25,700円)	○(※) (上限 16,300円/月、450円/日)	
住民税非課税世帯の0～2歳児クラス	○						○(※) (上限 42,000円)

(※) 無償化にあたり「保育の必要性の認定」が必要。()内の金額は月額の上限及び日額の上限

4 無償化に伴う利用者の手続き

対象児童が新制度に移行していない幼稚園や幼稚園・認定こども園幼稚園部の預かり保育、認可外保育施設等を利用し、無償化の対象となるためには、事前に「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

5 無償化に伴う給食の副食材料費（おかず・おやつ）の取り扱いについて


現在、3歳以上の給食費のうち副食材料費については、これまで園へ直接納付または保育料の一部として、保護者の方に負担していただいています。

国では、10月以降の副食材料費について、これまで保護者が負担してきた経緯のほか、自宅で子育てする場合でも生じる費用であることから、保育所等を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則とされましたので、無償化後も引き続き保護者の負担となります。

10月以降は、1号認定（教育認定）・2号認定（3歳から5歳の保育認定）ともに、施設に直接支払う方法となります。（負担方法は変わりますが、保護者が負担することはこれまでと変わりません。）

3号認定（0歳から2歳の保育認定）は、今般の無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取り扱い方法（保育料に含まれる）を継続します。

なお、国において、年収360万円未満相当の世帯や第3子以降の子どもに係る副食費は免除となります。

認定区分	現状		無償化後
3歳から5歳の保育認定（2号）	保育料の一部		実費徴収
3歳から5歳の教育認定（1号）	実費徴収		

6 その他

(1) 無償化の対象外となるもの

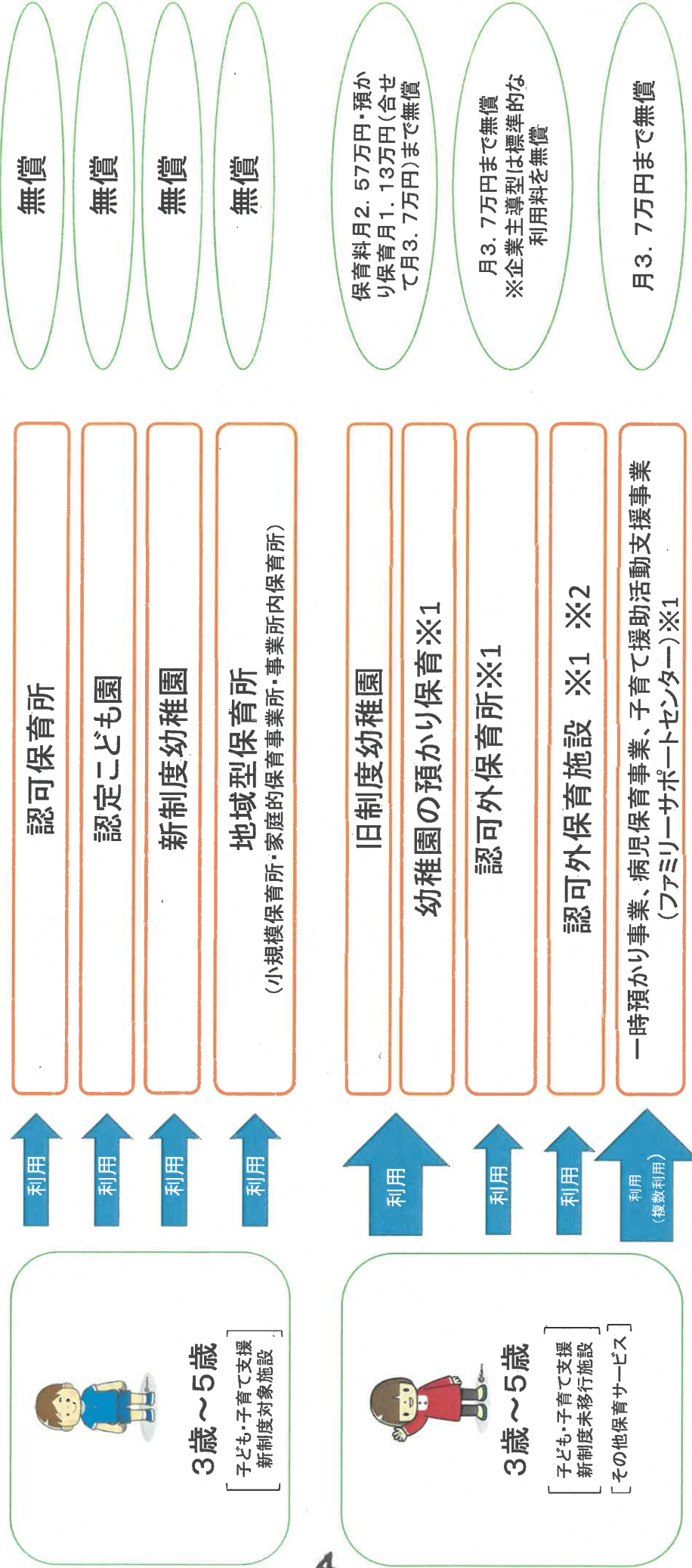
保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、給食の食材料費、行事費など）は、無償化の対象外となります。

(2) 負担割合等

令和2年度以降の無償化に係る負担割合は、国 1/2、県 1/4、町 1/4

※令和元年度は、既存の国基準徴収額（保育料相当額）及び新たに創設された子育てのための施設等利用給付に係る経費については、国からの臨時特例交付金が交付されます。

幼児教育・保育無償化の具体的なイメージ



住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月4. 2万円無償

(※1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設等を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定自由に該当することが必要となる。

(※2) 認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監査の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監査の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設ける)。

2019年10月からの給食費等徴収について（副食費 基準額4,500円の場合）

		給食費		預かり保育料	備考
		基本額月～金	土曜利用分		
1号	幼稚園	3,000円	-	時間100円 日額上限 500円	
2号	保育園・短時間	4,000円	200円/回 月額上限 500円	【延長保育】 時間100円	
	保育園・標準時間	4,000円	200円/回 月額上限 500円	-	

※教材費なし

◆1号認定（幼稚園）の預かり保育の考え方

保育の必要性の認定がある場合は、預かり保育料 月額1.13万円を上限に無償

◆2号認定（3～5歳保育園）の延長保育料金

対象外

◆欠席で給食を食べなかった場合でも、園全体で食材を調達しているため、返金できませんので、ご了承ください。ただし、児童が不慮の病気、災害、事故等によりやむを得ず引き続き11日以上にわたる長期欠席をする場合には、園は日割り計算で返金する。

○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子 第2子	第3子以降 第3子以降
	その他	第1子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子	第3子以降
	その他	第1子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲

これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子 第2子	第3子以降 第3子以降
	その他	第1子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子 第2子	第3子以降 第3子以降
	その他	第1子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）	うちひとり親世帯等	第1子 第2子	第3子以降 第3子以降
	その他	第1子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとす。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

ひょうご保育料軽減事業の拡充について

1 概要

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、県と市町で保育料を助成し、子育て家庭を支援することにより、子育てしやすい環境づくりを推進。

2 改正のポイント

幼児教育の無償化を踏まえ、2019（令和元年）年10月から以下のとおり拡充

- ① 第2子以降（現行対象世帯）の補助基準額を月額15,000円に引き上げ
- ② 第1子（市町民税所得割額57,700円未満世帯）に対する保育料軽減事業を創設

区分		H30	R1		
期間		4月～3月	～9月	10月～	
対象児童		幼稚園等に通う 第2子以降の児童	同左	幼稚園等に通う 第1子以降の児童	
		ただし、国による軽減措置を受けない者			
所得制限 (市町民税所得割額)		1号：169,000円未満 2・3号：155,500円未満 (世帯年収640万円相当未満)	同左	第2子以降：同左 第1子：57,700円未満 (世帯年収360万円相当未満)	
補助基準額 (月額)	区分		月額5,000円を超える保育料に対し、 以下の額を上限に定額補助		
			—	—	ただし、保育料の 1/2と補助基準額の低 い方を限度とする。
	3子 以降*	3歳未満児	7,000円	同左	<u>15,000円</u>
		3歳以上児	5,500円		—（無償化）
	2子*	3歳未満児	6,000円		<u>15,000円</u>
		3歳以上児	4,500円		—（無償化）
	1子*	3歳未満児	—		<u>10,000円</u>
対象施設		保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業及び企業主導型保育事業			

※負担割合 第3子以降：県10/10、第1子・第2子：県1/2、市町1/2

<2019.10～の制度イメージ図>

区分	年齢	0～2歳(3号)			
	出生順位	第1子	第2子	第3子以降	
生活保護世帯		新たに国無償			
市町民税非課税世帯					国無償 (現行も無償)
市町民税所得割課税額	57,700円未満 (～年収約360万円相当)	新設	国半額 (ひとり親無償)	国無償 (現行も無償)	
	155,500円未満 (～年収約640万円相当)	軽減なし	国半額 (同時入所)	拡充	国無償 (3名同時入所)
	155,500円以上 (年収約640万円相当～)			軽減なし	
					軽減なし